

有価証券の種類別残高及び平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	64,343	53,111	76,515	55,563
地 方 債	36,038	33,506	33,878	32,563
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	145,029	142,982	144,021	137,241
株 式	53	74	28	29
外 国 証 券	50,047	49,983	46,328	46,241
そ の 他 の 証 券	109	43	104	119
合 計	295,620	279,702	300,877	271,759

時価情報

■有価証券

有価証券の時価と帳簿価格の差額

売買目的有価証券…該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	平成 22 年度				平成 23 年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額		貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	14,308	14,568	260	10,007	10,148	140	
小 計	14,308	14,568	260	10,007	10,148	140		
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	5,000	4,823	△ 176	5,500	5,241	△ 258	
小 計	5,000	4,823	△ 176	5,500	5,241	△ 258		
合 計	19,308	19,392	84	15,507	15,389	△ 117		

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	平成 22 年度			平成 23 年度		
	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差 額	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	37	36	1	13	0
	債 券	186,534	182,221	4,312	245,738	5,839
	国 債	34,273	33,586	686	76,515	1,535
	地方債	32,322	31,480	841	33,741	1,422
	社 債	119,938	117,154	2,784	135,482	2,881
そ の 他	17,931	17,590	340	15,074	279	
小 計	204,503	199,849	4,654	260,826	6,119	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—
	債 券	58,877	59,274	△ 397	8,677	△ 366
	国 債	30,070	30,156	△ 86	—	—
	地方債	3,716	3,736	△ 20	137	△ 0
	社 債	25,090	25,381	△ 290	8,539	△ 365
そ の 他	12,904	13,537	△ 632	15,841	△ 446	
小 計	71,781	72,811	△ 1,029	24,518	△ 813	
合 計	276,285	272,660	3,624	285,345	5,306	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式(店頭売買株式を除く)	15	15
投資事業有限責任組合出資金	12	9
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	1,643	1,643
合 計	1,670	1,668

各種金銭信託の時価と帳簿価格の差額

■金銭の信託

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成 23 年 3 月末	平成 24 年 3 月末
貸借対照表計上額	1,000	1,000
損益に含まれた評価差額	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 満期保有目的及びその他の金銭の信託はありません。

■デリバティブ取引

信用金庫法施行規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引は該当ありません。

■商品有価証券残高及び平均残高

該当ありません。

協同組織(会員組織)体としての、(なかしん)の会員数

■会員数

(単位：人)

	平成 23 年 3 月末	平成 24 年 3 月末
個 人	29,460	29,552
法 人	3,252	3,283
合 計	32,712	32,835

■出資金額

(単位：百万円)

	平成 23 年 3 月末	平成 24 年 3 月末
出 資 金	1,175	1,177
普通出資金	1,175	1,177

国際業務に関する各種指標

国際業務は行っておらず、該当ありません。

※海外送金、外国為替予約、貿易金融等の国際業務サービスについては、信金中央金庫を媒体として対応しておりますので、ご利用の際は営業店におたずねください。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 平成 23 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は 156 百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は 10 名、監事は 1 名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」111 百万円、「賞与」18 百万円、「退職慰労金」25 百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号) 第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成 23 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成 23 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成 23 年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。